

坂井市障がい者相談支援センター事業業務

受託法人 募集要項

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業及び第77条の2に規定する事業等（以下「障がい者相談支援センター事業」という。）の業務委託について公募により実施するにあたり、必要事項等について定める。

2 募集区分

担当圏域	募集法人数
坂井市全域	6事業所（法人）

3 委託予定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

受託者が行う業務は以下のとおりとする。詳細は別に定める坂井市障がい者相談支援センター事業業務委託仕様書を参照すること。

- （1）障がい者相談支援業務
- （2）基幹相談支援業務

5 概算委託料

- ・業務に係る委託料の概算は、6,700,000円（税込、1ヵ年）とする。
- ・この金額は、業務仕様書の内容に係る規模を示した概算であり、予算を確約するものでないことに留意すること。
- ・受託法人決定後、協議の上、仕様書の変更や減額があることに留意すること。

6 応募要件

坂井市内に特定相談支援事業所又は一般相談支援事業所を有している（令和7年4月1日までの開設予定を含む）医療法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、NPO法人、その他の法人であって、かつ、障がい者相談支援センターを適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる下記の条件を全て満たす法人とする。

- （1）応募法人及びその役員が、過去5年以内に障害福祉サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。
- (4) ① 応募法人及びその役員が、坂井市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等に該当しない者であること。
- ② 応募法人及びその役員が、坂井市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者等でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続き又は民事再生法の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 応募法人の役員等が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった者又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (7) その他、障がい者相談支援センターの設置・運営にあたり、法及び関係法令を遵守すること。

7 応募手続き

(1) 提出書類

- ①紙媒体5部及び電子データを提出すること。

※紙媒体は原本を1部、副本4部提出すること。追加して資料の提出を求める場合がある。なお、添付書類について、原本には1部添付、副本には原本証明をした写しで可とする。

- ②紙媒体はA4版縦型フラットファイルに左閉じ（折込可）とし、書類にインデックスを添付する。

- ③表紙に法人名を記載する。

- ④応募書類提出にかかる一切の費用は、応募した法人の負担とする。

【申請書類】

No. 1	応募申込書（様式1）
No. 2	誓約書（様式2）
No. 3	法人概要書（様式3）
No. 4	事業提案書（様式4）※任意の様式も可
No. 5	人員配置計画書（運営体制・専門的職員）（様式5）
No. 6	実績調書（様式6）
No. 7	令和7年度収支予算案（費用見積）※様式は任意
No. 8	質問書（様式7）
No. 9	応募辞退届（様式8）

【添付書類】

資料 1	法人の定款：最新のもの（写し可）
資料 2	法人登記簿謄本：公的証明で応募 3 ヶ月以内に発行されたもの（写し可）
資料 3	法人の役員名簿（最新のもの）
資料 4	国税及び地方税の納税証明書 ・ 国税 滞納がないことの証明 ・ 県税 滞納がないことの証明 ・ 市税 最新の納税証明書
資料 5	法人の決算書：直近の年度分の財務諸表（写し可）
資料 6	法人組織図
資料 7	法人就業規則
資料 8	配置予定職員の履歴書及び有資格者を証明する書面等（要原本証明）

※ 上記様式 1 ～ 8 の中でも、添付書類を指定するものあり。

（２）質問

質問については、質問書（様式 7）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

①提出期間 令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月）～令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）

②提出先 電子メール：sogosoudan@city.fukui-sakai.lg.jp

③提出方法

電子メールで提出すること。

提出後は送信した旨の連絡をすること。また、提出期限までに必着のこと。

④質問書の回答

質問に対する回答は、令和 7 年 1 月 9 日（木）までに参加申込提出者全員に電子メールにより回答する。また、令和 7 年 1 月 9 日以降の参加申込者に対しても、質問事項及び回答内容を公表する。

（３）応募書類の提出場所

坂井市健康福祉部福祉総合相談課 坂井市坂井町下新庄 1－1

電子メール：sogosoudan@city.fukui-sakai.lg.jp

（４）応募書類の提出期間等

①令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月）午前 9 時 0 0 分から令和 7 年 1 月 2 0 日（月）までの間に、（３）の市役所の提出場所に直接持参及び電子メールで提出すること。（持参する者は代理人でも可）

ただし、土、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

- ②期間外、時間外及び郵送による提出は受け付けない。
- ③提出期間終了後は、応募書類の修正には応じない。
- ④応募状況等の問い合わせには応じない。
- ⑤応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式８）を、応募書類を提出した市の提出場所に提出すること。
- ⑥提出書類は返却しない。

8 候補者の選定

- ①選定委員会を設置し、提出書類及び面接（プレゼンテーション及び質疑応答）に基づき、審査する。
- ②選定委員会では、提出書類の審査及び必要に応じてヒアリングを実施する。その際、提出書類に不足がある場合、提出を求めることがある。（提出を求めても不足書類の提出がない場合は、参加資格を失う）。
- ③選定委員会は一定水準以上の評価を得た法人を候補者として選定し、複数の候補者となる場合は優先順位を決定する。

【審査項目】

項目	内 容
基本事項	応募動機や運営に関する基本的な考え方
	坂井市、坂井地区障害児・者総合支援協議会との連携に関する考え方
	経営の安定性
経営実績	障害福祉サービス等に関する提供実績
体制整備	職員配置や資格の有無 ・業務を実施できる人員又は技術力が確保されているか。 ・本市の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。
	職員の質向上の考え方
事業方針	障がい者相談支援センターの実施計画 ・実施方法が具体的で、円滑な業務履行が可能か。
	法人独自の提案事業 ・法人の特色を生かしながら、障がい者相談支援センターとしてどのような役割を果たせるか。
	事業費の算出根拠

9 候補者の確定

- ① 選定結果の通知の後、選定した候補者と委託契約の内容・業務開始に向けて協議した上で委託先を確定する。なお、協議に必要な書類は、市の依頼により候補者が適宜準備することとし、その費用は候補者が負担するものとする。

- ② 事業提案に基づく準備が整わない場合又は協議の過程で候補者が辞退した場合は次順位の候補者、次順位がない場合は坂井市長が定める方法で改めて選定する候補者の中から委託先を確定する。なお、当初候補者が準備に要した費用の補償は行わない。

10 スケジュール

1	募集要項の公表	令和6年12月23日
2	質問受付	令和6年12月23日～令和6年12月27日
3	応募受付	令和6年12月23日～令和7年1月20日
4	選定委員会	令和7年1月31日
5	選定委員会結果通知の送付	令和7年2月中旬
6	管理者会議	令和7年2月中旬
7	契約締結・業務開始	令和7年4月1日

※スケジュールは変更する場合がある。

11 その他

- ① 業務の引継ぎについては、令和6年度相談支援事業の受託事業者と行うこととし、令和7年4月1日の業務開始に向け、滞りなく実施すること。
- ② 令和7年4月1日の契約締結を待たず、選定法人においては開設に向けた準備作業を行うこととし、その際の費用については、市は負担しない。

12 問い合わせ先

坂井市健康福祉部福祉総合相談課 坂井市坂井町下新庄1-1

電 話：0776-50-3163

F A X：0776-66-2932

電子メール：sogosoudan@city.fukui-sakai.lg.jp